

# 海外労働事情

## イギリス

### 「定年制は合法」と高等法院が判断

定年制を容認する現行の年齢差別禁止法制がEU指令に違反するとして、高齢者問題に関する非営利団体が政府を相手取って二〇〇六年から争っていた事実で、高等法院 (High Court) は九月、これを合法とする判決を下した。定年制に関する法制度の見直し作業に政府が積極的な姿勢を示していることを評価したもので、当面は現行の六五歳定年制が継続されるが、近い将来に廃止もしくは年齢引き上げが実施される可能性が高まっ



ている。

雇用と職業訓練に関して年齢を理由とする差別を禁止した二〇〇〇年のEU指令をうけて、イギリスでは二〇〇六年に雇用均等 (年齢) 規則 (Employment Equality (Age) Regulations 2006) が成立した。しかし、同規則が六五歳定年制を認める内容であったことから、高齢者問題に関する非営利団体である Age Concern が Help the Aged が、規則はEU指令の国内法化として不適合であるとして、規則施行に合わせて高等法院に申し立てを行っていた。高等法院は、EU指令の解釈に関して欧州司法裁判所に判断を仰ぎ、この三月には定年制は適法との判断を得た。ただし欧州裁

断を得た。ただし欧州裁断は、定年制が適切かつ必要なるものであることを証明するよう政府に求め、これに基づいて高等法院がその妥当性を判断すべきであるとしていた。これを受けて、七月から高等法院での審理が再開され、九月二五日に判決が示された。高等法院は、雇用均等 (年齢) 規則における定年制の容認は二〇〇六年当時の状況に照らして適法としつつも、現在は経

済環境の変化や、寿命の伸長による社会保障制度への負荷の増大などの状況に鑑みて、もし現在同様の事案が生じた場合であれば違法と判断するだろう、との留保をつけ、少なくとも六五歳からの引き上げによる対応の必要を示唆している。最終的に適法と判断した要因として、政府の定年制見直しに関する積極的な姿勢を挙げている。政府は、七月の高等法院での審理再開と前後して、二〇一一年に予定していた定年制の法律上の扱いの見直し作業を二〇一〇年に前倒して実施することを決め、さらに公務員に関する定年制の廃止 (一部の上級職員を除く) を二〇一一年までに実施する方針を示していた。

現地メディアによれば、この判決を待つて雇用審判所で留め置きとなっていた年齢差別に関する申し立て数百件 (二〇〇八年七月時点では二六〇件) が棄却されるとみられる。経営者団体の多くは、高等法院の判断を称賛している。イギリス産業連盟 (CBI) は、同判決は「現在企業が (高齢労働者に関して) 取っているアプローチを支持するもの」であり、「コモンスンズの重要な勝利」だとしている。またイギリス商工会議所 (BCC) も、「ほとん

どの企業は高齢労働者とその蓄積された経験が自社にもたらす利益を正しく評価して」おり、自らの調査では「定年制を導入している企業は全体の四分の一に過ぎず、制度の乱用はみられない」として、判決は「正当な判断」であるとの見解を示している。

一方、労務管理の専門団体である人材開発協会 (CIPD) は、「政府自身がすでに定年制の終わりが近いことを認めているにもかかわらず、今回の判決によりその決断が先送りされたことで、今後さらに数千人の高年齢労働者が、労働市場の状況が改善しない中で退職を強いられることになる」と批判的だ。また、定年制廃止によりパフォーマンスが低下した労働者の解雇が困難になる、との論調に対しては、パフォーマンスの低い労働者の解雇に二五年も待つ必要はなく、業績評価制度との併用すべきだとしている。

現在議会で審議が進んでいる平等法案で、年齢差別の禁止に関する措置の強化をはかるべきだ、との意見もある。人権保護のための政府機関である平等人権委員会 (EHRC) は、定年制の廃止を法案に盛り込むよう政府に求めている。また、年齢による雇用差別の廃止を訴える

非営利組織の年齢・雇用ネットワーク (TAEN) は、男女間の賃金格差の是正に関する措置としてすでに法案に盛り込まれている「賃金監査 (企業に対して、男女従業員間の賃金格差の状況について定期的に監査機関に報告することを義務付ける) 制度に倣い、企業に高齢者雇用比率の提出を義務付けるべきである」としている。

現行制度は、定年年齢に達する従業員が雇用主に対して雇用の延長を申請する権利が認められている。雇用主はこの権利について、当該の従業員が定年年齢に達する六カ月前までに通知する義務を負う。延長の申請は通知を待つて、かつ定年の期日の三カ月前までに行わなければならない、雇用主がこれを却下する場合、従業員にその理由を示す義務はない。政府の予定する見直し作業により、定年制の容認が原則廃止となる場合も、年齢を業務遂行上の要件とすることが客観的に正当であると認められれば、企業は定年制を維持することができると思われるが、その基準等は不明だ。

なお、統計局の労働力調査によれば、年金支給開始年齢 (男性が六五歳、女性が六〇歳) を超える就業者数は二〇〇九年八月時点で一四〇万人で就業者全体の五%程度を占め、就業率は一二・二%となっている。特に、最近の不況で他の年齢層におけ

る就業者数が減少する中、この年齢層は女性を中心に就業者数が堅調に増加している。

(国際研究部)

## アメリカ

### 経済刺激策による雇用創出効果を確認—政府によるレポートとその評価—

総額七八七〇億ドルの経済刺激策(二〇〇九年二月決定)は、八月の時点で二二八二億ドルが執行された。プログラムを執行する省庁別では、保健社会福祉省(HHS)・三四九億ドル、労働省・三〇八億ドル、教育省・二二六億ドル、社会保障庁・一三二億ドルの順となっている(1)。

保健社会福祉省への資金は、非営利組織を強化し低所得者層の経済的な回復を促進すること



を目的とするコミュニティ強化のためのプログラムや、ヘルスセンターの診療記録の電子化およびネットワーク化を目的とするプログラムのためのものである。一方、保健社会福祉省に続いて二番目に大きな規模になっている労働省が実施するプログラムは各州政府が運営する失業保険制度の改革や失業者を対象とした州レベルでの職業訓練プログラムの支援のために活用されている。

このような経済刺激策の効果は徐々に顕在化している。米連邦準備制度理事会(FRB)が九月に開催した連邦公開市場委員会(FOMC)では、経済活動の深刻な落ち込みから上向きに転じたと委員の見解が一致した。ただ一方で、委員の多数は、労働市場や製品市場については、今後数年にわたりにかなり停滞傾向が続くという見方をもっており、賃金と物価上昇が抑制される可能性もあると指摘している(2)。

また、全米サプライ・マネジメント協会が発表するISM製造業・非製造業景況感指数によれば、二〇〇八年一月以来縮小傾向にあった製造業が二〇〇九年八月に一九カ月ぶり

に拡大傾向に転じ、サービス業では二〇〇九年九月、二〇〇八年八月以来一三カ月ぶりに拡大傾向に転じた(3)。

経済刺激策の効果を検証する政府のレポートも公表されている。大統領経済諮問委員会(CEA)が九月一〇日に発表した『アメリカ復興再投資法二〇〇九年第1四半期レポート』によれば、アメリカ復興再投資法による効果によって、第2四半期のGDPが二・三%ポイント引き上げられ、第3四半期では二・七%ポイント引き上げ効果があるだろうと結論づけた。このことによつて雇用への効果は第3四半期の時点で六〇万人から一〇〇万人増の効果があると試算している(4)。同じくホワイトハウスが一〇月一日に公表したレポート『アメリカ復興再投資法の教育への効果』によれば、公立の学校や高等教育機関によつて二五万人の雇用が維持または創出されたとしている。その一例として、ニューヨーク市では教員の職が一万四〇〇〇人以上、カリフォルニア州ロサンゼルスでは教員の職が六三二二六八分、フロリダ州のマイアミでは職員一九四四人分、ネバダ州ラスベガスでは職員一〇〇〇人分などが挙げられている(5)。

ただ、こうした効果が見える一方で、現在決定している施策では十分な回復が実現しているわけではなく、次なる施策を

施すべきとの見解がある。ペロシ下院議長(民主党・カリフォルニア州選出)は、更なる雇用創出と失業者支援のための施策を、雇用創出プログラムへの直接の支出と税制面での対策など多面的に考えるべきであるとしており、実際に九月に失業率が高い州を対象として緊急失業給付期間を更に一三週延長する法案を提出している(6)。また、ムーディーズエコノミーのマーク・ザンディ・チーフエコノミストは、現時点で見え始めている回復は暫定的なものであり、来年、再び景気後退局面に突入する懸念材料が残されていると指摘する。その上で、就業者人口が今回の景気後退前の水準に戻るには二〇一三年までかかる」と分析している(7)。

[注]

1. 政府公式ホームページ(Recovery.gov)

(<http://www.recovery.gov/Pages/TextView.aspx?data=allAgenciesDetails>)

2. 連邦準備制度理事会(FRB)のホームページ:  
(<http://www.federalreserve.gov/newsevents/press/monetary/fomcminutes20090923.pdf>)

3. 全米サプライ・マネジメント協会(Institute for Supply Management:ISM)のISM製造業・非製造業景況感指数による。ISMの指数は、パーセンテージで表され、五〇%を景気の拡大・後退の分岐点としており、五〇%を上回れば景気拡大、五〇%を下回れば景気後退と判断される。

(<http://www.ism.ws/ISMReport/PastRob.cfm>)

4. "The Economic Impact of the American Recovery and Reinvestment Act of 2009, First Quarterly Report", September 10, 2009:  
([http://www.whitehouse.gov/assets/documents/CEA\\_ARRA\\_Report\\_Final.pdf](http://www.whitehouse.gov/assets/documents/CEA_ARRA_Report_Final.pdf))

5. "Educational Impact of the American Recovery and Reinvestment Act, A Report Issued by the Domestic Policy Council Executive Office of the President In Cooperation with the U.S. Department of Education", October 19, 2009  
([http://www.whitehouse.gov/assets/documents/educational\\_impact\\_ARRA\\_1.pdf](http://www.whitehouse.gov/assets/documents/educational_impact_ARRA_1.pdf))

6. "Daily Labor Report", Oct. 22, 2009, Bureau of National Affairs, Inc.

7. Moody's Economy.com ホームページ:  
(<http://www.economy.com/mark-zandi/documents/JEC-Fiscal-Stimulus-102909.pdf>)

(国際研究部 北澤謙)

## ドイツ

### 総選挙で中道右派連立政権が誕生

ドイツ連邦議会(下院)は、一〇月二八日に首相選挙を行い、九月の総選挙で勝利を収めたアンゲラ・メルケル現首相を選出し、ケラー大統領が首相に再任した。メルケル首相は、その後閣僚指名を行い、一一年ぶりにキリスト教民主・社会同盟(C



### 新しい労働政策—CDU/CSU/FDP連立協定

連立政権の発足に先立ち、キリスト教民主・社会同盟(CDU/CSU)と自由民主党(FDP)の両党は、二四日、一二四頁に及ぶ連立協定の内容を発表し、二六日に署名を行った。この連立協定書は、今後、連立政権が政策を実施していく際の基本的な考え方となるもので、署名後の修正やこの協定内容に反する政策案の提出はできない。

しかし、情勢の変化や個別の政策にある程度の柔軟性を持たせるために、比較的緩やかな書きぶりとなっていることが多い。以下に、連立協定書の労働政策関連部分を概観する。

#### (1) 方向転換した最低賃金政策

協定書の中で、労働政策について記述がある第一章三節は、「すべての者に雇用機会を」というタイトルで始まっている。今回労働政策に関して、最も大きな方向転換が図られたのは、最低賃金に関する部分である。社会民主党(SPD)のシヨルツ労働社会大臣が力を注いでいた前大連立政権時代の最低賃金政策とは大きく異なり、協定書

では「われわれ(CDU/CSU/FDP)は(労使間の)協約に関する自治を支持する。これは社会福祉的な労働経済秩序の枠の中で放棄し難い尊いものであり、国による賃金設定より優先される。また、法による統一最低賃金はこれを拒否する」と述べている。その上で、既存の法によって定められている一部の職種に対する最低賃金については、二〇一一年一〇月までの二年間に、雇用機会の喪失や経済成長を阻害する要因となっていないかなどについて再検証を行い、存続か廃止かを決定するとしている。

また、今年四月に連邦労働裁判所が「公序良俗に反する(ほど低い)賃金は禁止する」とした差し戻し判決(1)に沿うため、これを法律に明文化することで賃金のダンピングを防止していく。

#### (2) ミニジョブ(2)からリアルジョブへ

低賃金で社会保険支払い義務が発生しない一時雇用であるミニジョブに関連する法律の改正を行う。現行の規制の緩和もしくは撤廃を行い、失業者をミニジョブからリアル(本当の)ジョブに移行させるための新たなインセンティブを策定する。

#### (3) 失業対策と基礎保障実施業務の見直し

社会扶助や社会保険については、第三章七節にまとめられている。この中で、失業対策については、効率性に重点を置いたため、連邦雇用エージェンシーの役割を再検証し、現在実施されている業務に関する削減を含む大幅な見直しを行う。

これまで連邦雇用エージェンシーと各州及び市町村が共同で行ってきた長期失業者に対する支援策である失業給付II(3)については、実施に関する業務の整理を行う。すなわち、雇用連邦エージェンシーと地方自治体の業務の重複を省くため、実施体制の再編を行う。

#### (4) 育児手当の期間延長

第三章一節では、育児手当に言及しており、これまで一四カ月支払われていた育児手当の支給期間を延長する。協定書では、今後は共働き世代への一層の支援強化を行い、子どもを育てやすい環境づくりを行っていくことを明記している。また、税収入から支払われている各種児童手当については、給付制度を簡略化し、その一本化を目指す。

新政権は、今後この連立協定書をもとに各個別の労働政策の遂行にあたることになる。

なお、事前に労働関係者が危機感をもって注目していたFDP

P側から要請が出ていた解雇保護規定の緩和については、今回の協定書には一切記述がなかった。現地メディアによると、CDU/CSUの強い抵抗があり、調整が難航し、結局合意には至らなかったとのことであるが、今後の情勢変化によっては、再び政策論議の俎上にのぼることも考えられる。

【注】

1. BAG-Urteil vom 22. April 2009, 5 AZR 436/08. 連邦労働裁判所は、労働事件を扱う特別裁判所の最上級裁判所に相当。

2. 「ミニジョブ」とは、僅少労働(Geringfügige Arbeit)の通称である。労働者がミニジョブに従事した場合、月当たりの賃金の合計が四〇〇ユーロまでは、社会保険料を支払わなくてよい。また、社会保険加入義務がある「本業」に従事しながら、一つのミニジョブを行う場合は、本業の賃金と合算しなくてよい。

3. 社会法典第二編(SGB II)「求職者のための基礎保障(Grundsicherung für Arbeitssuchende)」に相当。

【資料出所】

CDU/CSU/FDP連立協定書  
"WACHSTUM.BILDUNG.ZUSAMMENHALT" 委託調査員月次報告 DEUTSCHE WELLE (〇九年九月二九日、一〇月二八日、Financial Times (〇九年一〇月二五日))

(国際研究部)

## フランス

## 若年者支援策を発表

雇用情勢の悪化が続くフランスではサルコジ大統領が、二〇〇九年九月二十九日、高失業率傾向が特に深刻な若年者に対する支援策を発表した。今回の支援策は、同大統領が、同年四月二十四日に発表した若年者の緊急雇用対策プランを補足するもの(1)。

DARES (雇用省統計局)によれば、二〇〇八年第一四半期に七・一%であった失業率(海外除く)は、同年第四四半期には七・八%、二〇〇九年第二四半期には九・一%にまで上昇している。特に、一五歳以上二五歳未満の若年者の失業率は、



二〇〇八年第一四半期で既に七・四%に達していた。以後、四半期毎に一八・七%、一九・一%、二〇・七%、二二・三%と上昇し続け、二〇〇九年第二四半期には、二三・九%にまで達した。

同大統領は、フランスが数十年も前からヨーロッパ諸国の中で若者の失業者が最も多い国となっているにもかかわらず、有効な対策を講じてこなかったとし、「若者の一人一人の自立を可能とする」政策を実施する必要があると主張した。昨年から景気悪化の影響を受け困難な状況にある若者の自立を促すことを目的とした支援策は、就業だけでなく、生活や学業など多岐にわたる内容となっている。主な内容は以下の通り。

## 1. RSA (積極的連帯所得手当) の拡大適用

二〇〇九年六月からフランス全土(海外県を除く)でスタートした、日本の生活保護制度に相当する「積極的連帯所得手当(RSA : revenu de solidarité active)」の支給対象者は、原則として二五歳以上(扶養する子供がいる場合は二五歳未満でも可)であるが、これを「一八歳以上二五歳未満で、過去三年間に、二年間(三六〇時間)

以上就労していた者」にまで拡大する。

同制度は、一九八八年に導入された「社会参加最低所得手当(RMI : Le revenu minimum d'insertion)」と「単身手当(API)及び「雇用手当(PEE)」に代わる制度で、「働かずに生活保護を受けるよりも、少しでも働いた方が収入増加につながる制度」として、一部の県での試験的導入を経て、二〇〇八年一月一日の法律により全国的導入が決定、二〇〇九年六月一日から実施された(2)。

今回の適用拡大措置により、一六万人の若年者がRSAの適用対象となり、これに対して二億五〇〇〇万ユーロの支出を政府は想定している。

## 2. CiviS (社会活動参加契約) の拡充

一六歳から二五歳の、バカロレア(大学入学資格)以下の低学歴者を対象に、一年間(更新可能)の個別指導や職業訓練、研修などを通じて就業支援を行う「社会活動参加契約(CiviS : Contrat d'insertion dans la vie sociale)」の活用を促進する。

現在、CiviSを利用した一八歳以上の若者には、最高で年間九〇〇ユーロの手当が国から支給されているが、この額を引き上げる。具体的な額は未定だが、CiviS関連に八〇〇

〇万ユーロの支出を政府は想定している。

## 3. 「社会奉仕活動 (Service civique)」の促進

例えば、赤十字などの公共・公益機関において市民への奉仕活動を行う「奉仕活動 (Service civique volontaire)」を促進させる。フランスでは、二〇〇一年まで、成人男性に一二年間の軍又は公共・公益機関での役務が義務付けられていた。同制度は、若年者の雇用を確保し、職業活動の経験をもたせるという意味を持つとともに、社会規範を習得する機能も担っていた。

同制度の廃止後は、任意で、公共・公益機関での「奉仕活動」に参加することができ、期間は、通常六カ月から一二年間で、低額ではあるが報酬も支払われ、各種社会保険制度にも加入できる。しかし、若者の間にはあまり浸透していない。

今回の支援策では、二〇一〇年に一万人の若者をこの「奉仕活動」に従事させることを目指し、四〇〇〇万ユーロの予算を計上する。

## 4. 一六歳から一八歳の低学歴若年者に対する支援

学業修了書を得られずに義務教育を修了した若者(一六〜一八歳)全員に、職業訓練を受ける義務を課す。教育制度から脱落した者を職業訓練制度に組み

込むことで、職業資格の取得を促進させることが狙いで、地方の進路指導プラットフォーム(plates-formes régionales d'orientation)を中心として、

大学区本部、見習訓練センター(CFA)、地域ミッションセンター(missions locales)の連携を強化し、二〇一〇年に三〇〇〇万ユーロの予算を計上する。

## 5. 企業による学費支援の検討

卒業後一定期間、その企業が働くことを条件として、企業が学生の学費を負担する制度の導入について、労使で検討する。経済的な理由から、学業の継続を断念する若者を減らすと同時に、企業にとっても、必要とする人材を早期に確保することが目的。

今回の若年者支援策について、政府は、二〇一〇年だけで四・六億ユーロの支出を見込んでいる。これらの支援策は、二〇一〇年の社会保障予算案などに盛り込まれ、国会審議を経た後、来年から施行される見通しである。

[注]

- JILPT 海外労働情報 フランス 二〇〇九年六月「若年者の雇用対策、一三億ユーロの新プラン」([http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009\\_6/france\\_01.htm](http://www.jil.go.jp/foreign/jihou/2009_6/france_01.htm))
- JILPT 海外労働情報 フランス 二〇〇九年九月「RSA (積極的連帯所得手当) スタート」(<http://www.jil.go.jp/foreign/>)

jihou/2009\_9/france\_01.htm)

【資料出所】

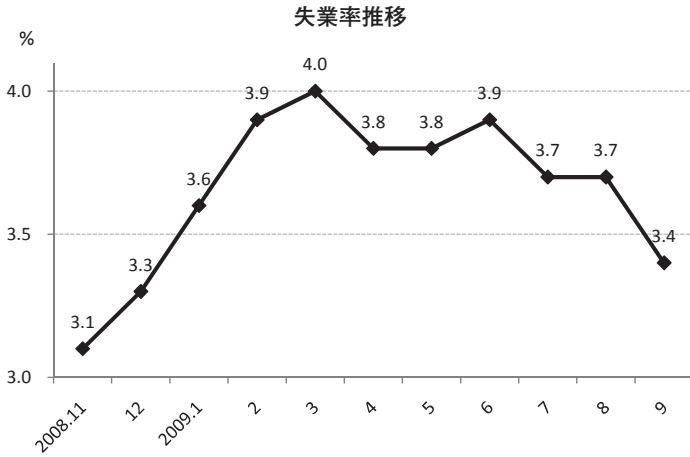
フランス大統領府 [www.elysee.fr/documents/index.php?mode=view&lang=fr&cat\\_id=8&press\\_id=2964](http://www.elysee.fr/documents/index.php?mode=view&lang=fr&cat_id=8&press_id=2964)

(国際研究部)

## 韓国

### 雇用動向に好転の兆し

韓国統計庁が10月14日に発表した九月の雇用統計指標によると、就業者数は二三八〇万五〇〇〇人で前年同月比七万一



資料出所：統計庁

〇〇〇人(〇・三%)の増加となった。先月(三〇〇〇人増)に続くプラスとなり、増加幅は一〇カ月ぶりに最高値を記録した。

失業率は前月から〇・三ポイント下降し、三・四%となって昨年末の水準にまで回復した。失業者数は八二万六〇〇〇人で前年同月比一〇万三〇〇〇人(一四・三%)増加となったが、前月比では七万九〇〇〇人の減となっている。

産業別の就業者数は、前年同月比で事業・個人・公共サービスが五・五%増となったほか、電気・運輸・通信・金融も〇・二%増と微増。しかし建設業(四・二%減)や製造業(三・〇%減)などは減少しており、依然としてこうした分野の雇用は厳しい状態が続いている。

就業者数を年齢別にみると、先月に続き、五〇歳代(五・五%増)と六〇歳代以上(四・一%増)が増えたほか、一〇歳代も四・四%増加しており、一〇歳代の雇用が回復基調にある一方、二〇歳代(三・五%減)



や三〇歳代(二・三%減)などはマイナスとなった。

同庁関係者は「政府の雇用政策により公共部門の雇用創出効果がみられたため」と説明しているが、建設・製造業など一部民間部門の雇用は依然として低調なため、まだ本格的な回復というには時期尚早とする見方もある。

【資料出所】

NNA、韓国統計庁

(国際研究部)

## 中国

### 建設業で農村出身労働者の職業訓練

人的資源社会保障部はこのほど住宅都市農村建設部と共同で農村出身労働者の就業の安定化を目的とした「建築業農村労働

者職業訓練モデル事業実施規則」を発表した。モデル事業の主体は建設業をメインとし、研修対象は原則として主に研修に自主的に参加する建設業在職中の農村出身労働者とする。現在、全国の建設業には農村出身労働者が約三二〇〇万人いるといわれており、これは建設業に従事する労働者総数の八五%を占める。また出稼ぎ農民労働者の四分の一が建設業に就いているといわれ、この層の職業訓練は政策的に重要なテーマとなっている。

同規則の導入により、法定労働年齢範囲内の労働者で、すでに建設関連企業と六カ月以上の期限で労働契約を結んでいる、あるいは労働契約の締結日より六カ月未満に満たない在職の農民労働者は、いずれも研修に参加することができる。

モデル事業は基本的には施工元請け企業が主体となって実施する。研修プログラムは職業訓



練機構が管理し、職業技能評価機構が研修に参加した農民労働者の評価を行う。政府は研修修了試験に合格した農民労働者に修了手当を支給し、さらに初回の技能検定に合格し(国が規定する技能職種に組み込まれた職種に限る)、職業資格認定書を取得した者には資格手当を支給する。

モデル事業の研修期間は、各職種や持ち場のニーズに基づいて確定するが、原則として二二〇ユニット以上とし、実際のオペレーション時間を研修全体時間の六割以上としなければならない。モデル事業の研修に参加する農村出身労働者の研修費用と検定受験費用は、政府、企業、労働者個人が分担して負担する。モデル事業全体の研修資金と検定資金は、実施企業が原則として事前に立て替えるが、一部の事前支出や一部立替の方法を用いることもできる。任務が完了し、参加者の修了試験が終了した後、モデル事業実施企業は関連データに基づいて現地のモデル事業指導グループに報告し、人的資源社会保障部、建設部、財政部の承認を得た後、財政特別資金管理局から助成金を受給できる手続きとなっている。

【資料出所】

海外委託調査員、「中国労働保障報」

(国際研究部)